平成２１年（フ）第１３１４号
埼玉県志木市本町３丁目１番52号
債務者　吉田　文子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３４２号
埼玉県上尾市原新町３番48号　ルミエール上尾101
債務者　石井　壽子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１３７４号
埼玉県桶川市北１丁目１番17号
債務者　大塚　知子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第４９７号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目４番61号
債務者　井上　政廣
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５０９号
埼玉県越谷市大字大房1006番地４　北越谷スカイハイツ613号
債務者　近藤　秀一
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
埼玉県越谷市大字増森1881番地
債務者　湯田　文子
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第５２３号
埼玉県草加市栄町２丁目７番39号　コーポＭ１―302号、前住所埼玉県八潮市大字古新田239番地２　スカイハイツミカシマ202
債務者　根岸　延江（旧姓武井）
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３４７号
香川県香川郡直島町4559番地10
債務者　濱本　　明
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３８３号
香川県香川郡直島町4559番地10
債務者　濱本　麻美
1　決定年月日時　平成21年10月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第４１５号
長崎県長崎市若草町18番57号
債務者　田中　信彦
1　決定年月日時　平成21年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４５０号
長崎県長崎市西出津町2463―101、住民票上の住所長崎県長崎市新牧野町1437番地３
債務者　川上　　修
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５１７号
長崎県長崎市西北町29番５―502号
債務者　垣内　繁美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５３２号
長崎県長崎市横尾３丁目10番５号
債務者　永尾　泰子
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４１号
長崎県長崎市小江原１丁目15番４―402号
債務者　宮田　由美
1　決定年月日時　平成21年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８２３号
熊本市長嶺南１丁目２番50―５号
債務者　川良ひとみ
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８２４号
熊本市長嶺南７丁目１番16―204号
債務者　藤本由里香
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第８８３号
熊本市津浦町13―96　フェアウィンズＣ―102
債務者　宮崎　豪一
1　決定年月日時　平成21年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部